

平成23年秋の全国交通安全運動

社団法人全日本トラック協会実施計画

平成23年8月
社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会は、交通対策本部決定の平成23年秋の全国交通安全運動推進要綱並びに同国土交通省策定の実実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、平成23年秋の全国交通安全運動を9月21日（水）～同月30日（金）までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、都道府県トラック協会を通じ、本交通安全運動を推進する。

なお、実施にあたっては、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「飲酒運転の根絶」を重点とする。

都道府県トラック協会においては、本実施計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、関係機関と密接に連携、協調して効果的な推進を図るものとする。この際、適正化指導員等のパトロールにより、関係車両の運行状態の把握及び会員事業者の訪問指導に努めるものとする。

なお、本年は、本運動期間中の9月30日（金）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動に併せて、会員事業者のみならず、広く一般に対しても周知を行うものとする。

— 記 —

1. 安全運行の徹底

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者」という。）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

- (1) 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- (2) 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故を防止するために、前照灯の早期点灯や危険が予測される場面での減速運転を励行させる。
- (3) 酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、飲酒運転防止対策マニュアル等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、全運転者に対しアルコール検知器の適正な使用等厳正な点呼実施を徹底する。

また、運転者の呼気からアルコールが検知された場合には、乗務させないことを徹底する。

- (4) シートベルトを正しい方法により着用することを徹底させる。
- (5) 交通事故を事故類型別にみると追突事故が最も多いことから、追突事故防止対策について徹底させる。
 - ① 最高速度の厳守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度で走行させる。特に深夜と早朝には十分注意させる。
 - ② 走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させる。大型貨物自動車はアイポイントが高いため、特に高速道路においては前走車への無理な追従運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないように注意喚起する。
- (6) 交差点通過時の安全確認を徹底させる。
- (7) CO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を徹底させる。
 - ① 不必要なアイドリングをさせない。
 - ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
 - ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状（加減速）運転をしない。
 - ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジンプレーキを適切に使う。
- (8) 危険物輸送の安全確保のため、荷主との緊密な連携を図る。特に関係法規を事前に学習させる。また、点呼時にはイエローカードの携行及び積荷の特徴、取扱方法、通行ルートの確認を徹底するとともに輸送時の慎重な運転を励行させる。
- (9) 悪質・危険な運転行為、事故及び交通違反を繰り返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底させる。
- (10) 踏切通過時には、鉄道との衝突事故を防止するため、一時停止を励行し、安全確認を行い無理に進入しないよう徹底させる。また、架線切断事故を防止するため、クレーン等装着車の通行に当たっては、格納していることを再確認させる。
- (11) 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保について徹底させる。
 - ① 最高速度・制限速度を遵守するとともに、交差点右左折時やカーブ、登坂路等道路状況に適応した安全な速度に減速することを徹底させる。
 - ② 積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。
 - ③ 鉄道高架橋下トンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さを確認のうえ運行経路を指示するよう徹底させる。
 - ④ 高速自動車国道及び有料道路等自動車専用道における第一通行帯の走行を徹底させる。
 - ⑤ コンテナ輸送を行う場合は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実に行うこと。
 - ⑥ 特殊車両通行許可の取得及び通行条件等関係法令遵守を徹底させる。

- ⑦ 基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された通行条件を厳守するよう徹底する。
- (12) 運転者の運転免許証の確認を徹底させる。
- (13) 「迷惑駐車をしない、させない」の徹底
- (14) 事業用自動車の重大事故発生状況、各種安全対策について国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等から情報を入手し、同種事故の未然防止に努める。

(参考 「事業用自動車安全通信」登録用URL <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

2. 過労運転の防止

事業者は、次の事項に留意し、運転者の過労運転を防止する。

- (1) 運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の交替運転者の配置など、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、長時間労働を背景とした交通労働災害を防止するため、労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底を図る。
- (2) 過労運転及び居眠り運転の防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止、疾病、疲労等の状態にある運転者の乗務を未然に防ぐため、健康管理のチェック等を厳正かつきめ細やかに実施する。また、運転者に対し、職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。
- (3) 健康診断記録等を活用し、運転者の健康管理の情報を運行管理に反映させ、過労運転の防止に努める。

3. 過積載運行の防止

事業者は、適切な運送（積載）計画の作成により過積載を防止する。また、過積載を助長することとなる車両の改造は絶対に行わない。

運転者には、積載物・積載重量・積載方法等を事前に確認させ、不適正な積付・固縛を防止するとともに過積載となる車両は運転させない。

4. 車両の安全確保

事業者は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。特に大型車に関しては、車輪脱落事故の防止のため、ディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。
- (2) 高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等の不正改造をした事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認する等して不正改造等の排除について徹底を図る。

- (3) 運転者の視界を妨げ、車両運行上安全確保の支障となる前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取り付けを禁止させるように徹底させる。
- (4) 突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。
- (5) 無車検車両、無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止。

5. 安全共同パトロール事業の推進

全国の高速道路等（40路線の高速道路と4路線の一般主要国道）で、トラック運送事業団体の加盟各社による安全共同パトロールを実施し、交通安全を阻害している営業用トラックに対しては、改善措置を促し、再発防止策を講ずる等の活動を積極的に推進する。

6. 適切な広報活動

- (1) 全日本トラック協会並びに都道府県トラック協会は、機関紙、ホームページ、ポスター及びラジオ等媒体を活用し、本運動の主旨の徹底を図る。
- (2) 事業者は、社内報等の他ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示に努め、本運動の主旨の周知及び交通安全意識の高揚を図る。
- (3) 都道府県トラック協会、事業所等は、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等の開催に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。

広 報 事 項

- ① 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故防止
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ 過労運転、過積載運送、最高速度違反行為等の悪質違反、危険運転行為の禁止の徹底及び運転マナーの向上
- ④ シートベルトの正しい着用の徹底
- ⑤ CO₂の排出削減を図るためアイドリングストップ及びエコドライブの徹底
- ⑥ 事故防止・安全運転対策等に関連する法令改正等の周知
- ⑦ 自動車の点検整備の励行促進
- ⑧ 「不正改造」、「無車検」、「無保険」及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑨ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- ⑩ 9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

以 上